

## 住宅用火災警報器の設置状況等調査ご協力をお願い

全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

当消防本部では、住宅用火災警報器の設置促進に役立てるため、4月末までの間、設置状況の調査を実施します。

調査方法は、消防職員が直接お住まいを訪問し、住宅用火災警報器の設置状況について調査を実施します。新型コロナウイルスの感染拡大防止については、インターホンにより聞き取りを行う等、十分配慮させていただきます。

### 〈ご注意〉

調査時、消防職員は必ず所属する消防署名（筑紫野消防署または太宰府消防署）、氏名を名乗ります。

消防職員が下記の質問以外について聞くことはありません。

不審に感じた場合は、回答せず消防本部までお問い合わせください。

お答えしていただいた内容については調査目的以外に使用しません。

質問の内容は次のとおりです。

問1 住宅用火災警報器は住宅のどの場所についていますか。

問2 賃貸ですか。持ち家ですか。※共同住宅の場合

問3 設置されている住宅用火災警報器は10年を経過していますか。

問4 最近、半年間に住宅用火災警報器の作動確認を行いましたか。

問5 作動確認の結果はどうでしたか。

お問い合わせ先

筑紫野太宰府消防組合消防本部

予防課建築指導係

TEL 092-924-5792